

2018年4月26日

原子力民間規制委員会・東京

代表 岩田俊雄 様

東京電力ホールディングス株式会社

当社福島第一原子力発電所における事故、および、放射性物質の漏えいにより、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

2018年4月4日付けでいただきました申入書に対する当社の見解を、以下のとおり回答します。

1. 原子力発電の必要性について

原子力発電は、国のエネルギー基本計画において「重要なベースロード電源」と位置付けられており、当社としても安全・品質の確保を大前提として、電力の安定供給を確保し、競争力を高めていくうえで重要な電源であると考えております。

また、当社は「安全性」を大前提に、「エネルギー安定供給」、「経済性」、「環境保全」の3つの「E」のバランスをとる観点から、特定の燃料源に依存しないバランスのとれた供給体制を構築することが極めて重要であると考えております。

2. 被害を受けられた方への賠償について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組の下で、紛争審査会による中間指針等を踏まえ、被害を受けられた方々への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。

引き続き、本件事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、新・総合特別事業計画に掲げた「3つの誓い」にもとづき、最後のお一人まで真摯に対応してまいります。

3. 日本原子力発電への支援について

日本原子力発電からは現時点での審査の状況や安全対策工事の概要、費用について報告を受けていますが、当社は、東海第二の再稼働の蓋然性や稼働によるメリット等が確認できれば、安全対策工事に必要な資金調達の支援を行っていくことになると考えており、その意向を日本原電にお伝えしています。

引き続き、日本原電から関連審査に係る状況などを確認しながら、総合的に検討を行ってまいりたいと考えます。

4. 当社に対する規制勧告について

本件につきましては、貴団体からの同様の質問が繰り返されており、当社はこれまで繰り返し7回に亘り回答しておりますので、内容をご確認頂きますようよろしく願います。

なお、既に回答したご質問と同様のご質問が今回のように繰り返された場合は、今後は回答しかねますので、ご承知おき願います。

以上

扱い：東京電力ホールディングス(株)
立地地域部 原子力センター